

平成28年度 放課後児童クラブ・幼児クラブの利用児童を募集します

【放課後児童クラブ】

○放課後児童クラブとは…

放課後児童クラブは、保護者が仕事などで日中いない小学校就学児を対象に、授業の終了後に適切な遊び・生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

○募集クラブ

| クラブ名 | 開設場所（電話番号） | クラブ名 | 開設場所（電話番号） |
|--------------|---------------------------|------------|----------------------------------|
| もとみや放課後児童クラブ | 本宮第1児童館 ☎ 63-1611 | 和田放課後児童クラブ | 白沢公民館和田分館 ☎ 080-6052-4424 |
| まゆみ放課後児童クラブ | 本宮第2児童館 ☎ 33-5244 | 糠沢放課後児童クラブ | 白沢公民館糠沢分館 ☎ 44-4435 |
| 五百川放課後児童クラブ | 旧第4保育所 ☎ 080-6052-4423 | 白岩放課後児童クラブ | 白岩コミュニティーセンター ☎ 080-6052-4422 |
| 岩根放課後児童クラブ | 岩根小学校 ☎ 080-9071-3585 | | |

○保育時間および保育料

| | | |
|----------------------|------------|------------------------------------|
| 基本利用 | 授業終了後～午後6時 | 月額：2,000円～7,000円 (市民税額により変わります) |
| 土曜日・長期休業期 (夏休みなど) | 午前7時～午後6時 | |
| 延長利用 | 午後6時～午後7時 | 月額：2,000円 日額：100円 |

※一時的に児童を保育することができない場合は、臨時放課後児童保育（月8日以内）を利用することができます

○申込方法

各クラブに備えつけの申込み用紙に必要事項を記入のうえ、利用を希望するクラブへ直接提出してください。なお、定員を上回る申込があった場合には、学年による入所制限を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

○受付期間 1月18日（月）～1月27日（水）

○必要書類 放課後児童クラブを希望される方は、父母および祖父母等の就労証明書が必要となります。

問 各放課後児童クラブ

【幼児クラブ】

○目的と対象児童

幼児クラブは、市内在住の幼児と保護者を対象に、集団遊びを通して幼児の豊かな心と社会性を養い、保護者同士の仲間づくりの場を提供します。利用できるのは、3歳～6歳の幼児とその保護者です。

○募集クラブ

| クラブ名 | 開設場所 | 募集人員 | 曜日 | 保育時間 | 利用料 |
|-------|--------------------|------|-------|----------------|----------|
| 幼児クラブ | 第2児童館 (33-5244) | 30組 | 月・水・金 | 午前9時30分～11時30分 | 月額1,500円 |

問 本宮第2児童館 ☎ 33-5244

ここからは広告欄です。内容についてのお問い合わせは、直接、広告主の方へお願いします。

大玉村直営の温泉宿泊施設 アットホーム おおたま



- ・営業時間…年中無休…
- ・入浴 AM9:00～PM8:00 大人400円
- ・休憩 AM9:00～PM4:00 大人950円(大広間)
- ・宿泊 PM3:00～翌日AM10:00
- 1泊2食付で大人7,500円
(1室3名以上・入湯税別)
- ・無料送迎 宴会…15名様以上 宿泊…少人数でもOK
まずはお問い合わせください

アルカリ性温泉で
お肌ツルツルッ!!
<<ご予約・お問い合わせ>>
TEL:0243-48-2026
FAX:0243-48-4554 大玉村玉井字ヶ岳園有林7林班に13小

おトクな入浴回数券もあります
12枚つづりで4,000円

水道工事はお任せ! 本宮市水道工事指定店会

- オオナミ (0243-11001)
- 本宮市高木字戸崎63番地3
- 南光設工業所 (0243-11895)
- 本宮市青田字孫子2番地25
- 榊小山設備 (0243-3031)
- 本宮市本宮字仲町39番地
- 榊須藤住機工業 (0243-5528)
- 本宮市本宮字小幡33番地1
- 榊タカマツ (0243-5242)
- 本宮市本宮字一ツ屋12番地7
- 榊浜野和水道 (0243-2788)
- 本宮市本宮字塩田49番地2
- 榊本宮設備 (0243-2592)
- 本宮市本宮字南町裡144番地1
- 榊三和設備 (0243-4542)
- 本宮市和田字作田3番地1

障がい者を虐待から守りましょう

「障害者虐待防止法」は、虐待を防止し、障がい者が安心して暮らせる社会にするための法律です。以下の行動を見かけたら、通報をお願いします。

◆こんなことが虐待です

◆身体的虐待

体に痛みや傷が生じる暴力や体罰を与えること。

◆心理的虐待

どなったり、悪口を言ったりして、心に苦痛を与えること。

◆性的虐待

わいせつな行為をしたり、させたりすること。

◆放棄・放任（ネグレクト）

食事や入浴などの身の回りの世話や介助をしないこと。

◆経済的虐待

本人の同意なしに財産や年金、賃金などを勝手に使うこと。

○虐待を発見した人は、通報する義務があります。

問 社会福祉課 社会福祉係
☎24・5371

ためらわず 知らせて つなぐ命の輪

児童虐待を防ぎましょう

地域の方々のちょっとした「目くばり」「気くばり」で、子どもたちを虐待から救えます。

「おやっ？」と気になることがありましたら、迷わず連絡してください。

※平成27年7月1日（水）から児童相談所全国共通ダイヤルが3桁の番号になりました



問 子ども福祉課内 家庭児童相談室
☎24-5376

虐待を受けたと思われる子どもがいたら。

出産や子育てで気になることがあったら。

子育て支援サービスを利用したいと思ったら。

全国共通ダイヤル
189 (いちはやく)
24時間、児童相談所につながります

くらし

マイホーム取得を最大30万円交付で応援中！

市への定住促進のため、マイホームを取得した方に奨励金を交付しています。平成26年1月2日以降に市内に住宅を新規取得された方が申請できます。申請がお済みでない方は、お早めにご申請ください。

内 30万円（中学生以下の子がいる世帯）20万円（その他の世帯）

※奨励金額の1割は本宮商品券で支給
対 平成26年1月2日から平成31年3月31日までに、居住を目的として市内に住宅を新規で取得し（新築又は中古住宅購入）、申請の時点で次に該当している方。

※建替えの場合は対象外。
①住宅の所有者であること

②新規取得した住宅に住居登録をしていること ③市税等の滞納がないこと

④奨励金交付後、10年以上継続して対象住宅に居住する意思があること
⑤居住者に暴力団員がいないこと

○宅地造成事業者や住宅を取得した避難者への奨励金も申請受付中！

宅地造成をした事業者や、避難されている方のうち市に住宅を新規取得した方への奨励金の申請も引続き受け付けております。

問 定住対策室 ☎24・5323

ここから下は広告欄です。広告掲載を希望される方は、市役所秘書広報課へお申し込みください。

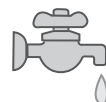
国が設立した無料の法律相談窓口、それが法テラスです。

日本司法支援センター
法テラス 二本松
☎050-3381-3803
二本松市本町1-60-2
(駅から徒歩5分・図書館前)

| 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 |
|-----|---------------------------------|-------------|------------------------------|-----|
| 弁護士 | 弁護士 行政書士 社会福祉士 社会保険労務士 | 弁護士 司法書士 | 弁護士 税理士 建築士 土地家屋調査士 | 弁護士 |

予約受付:平日9時~17時 / 相談時間:10時30分~15時30分

水まわりのリフォームで快適な暮らしを！



お風呂・台所・トイレ・洗面台のリフォームなら当社におまかせ！
給湯器など水道設備の修理も承ります



(株) 小山設備
代表取締役 小山 宏

〒969-1124 本宮市本宮字仲町39
TEL 0243-33-3031 FAX 0243-33-3036